

狭山茶需要創出促進事業実施業務委託仕様書

この仕様書は、埼玉県（以下「県」という。）が実施する「狭山茶需要創出促進事業実施業務」（以下「本業務」という。）に係る受託候補者の選定に関して、県が契約する事業者（以下「受託者」という。）に要求する本業務の仕様を明らかにし、企画コンペに参加しようとする者（以下「参加者」という。）の提案に具体的な指針を示すものである。

1 委託事業名

狭山茶需要創出促進事業実施業務

2 事業の目的

茶葉（リーフ茶）の消費は、生活様式の多様化などにより、減少傾向が続いている。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、販売促進イベント開催等の機会が失われ、需要喚起も難しい状況にある。

このため、コロナ禍に対応した販売促進事業として「狭山茶特設サイト」やSNS（インスタグラム）を活用したPR事業を展開し、狭山茶の情報や魅力を発信する。また、お茶を使ったレシピコンテストの開催により、狭山茶の新たな需要を創出し、茶葉全体の需要回復を図る。

3 委託期間

契約締結日から令和5年3月17日（金）まで

4 委託業務の内容

委託する事業内容は、次のとおりとする。

なお、業務を円滑に進められるよう、具体的な取組内容については県と協議の上、実施することとする。

（1）「狭山茶特設サイト」の運営及び狭山茶販売促進イベントの開催

既存の「狭山茶特設サイト」を活用し、より一層、消費者に狭山茶の魅力や楽しみ方を伝え、商品の購入ができるサイトとなるよう、企画を提案し、運営すること。

ア 実施時期

令和4年7月上旬～令和5年3月中旬

イ 基本内容

（ア）オンライン上で、狭山茶の魅力や楽しみ方が分かり、商品の購入ができる既存の「狭山茶特設サイト」（<https://saitama-sayamatea.com/>）を運営すること。

（イ）（2）及び（3）の業務を効果的にPRするイベントを計画し、その

内容を提案すること。

- (ウ) 狭山茶の消費につながるイベント（開催方法は対面、オンラインいずれでも可）を企画・開催すること。なお、イベントのPRに当たっては、本サイトを活用すること。
- (エ) その他、狭山茶の販売促進やブランド力向上に有効な企画等があれば提案すること。
- (オ) 「狭山茶特設サイト」の視聴者から意見を聴取するためアンケート等を行い、その回答結果を県に提出すること。

(2) 狭山茶を使ったレシピコンテストの企画・運営

ア 実施時期

令和4年7月下旬～10月下旬

イ 基本内容

- (ア) 狭山茶を食材として利用するレシピコンテストの企画・運営をすること。
- (イ) 一般応募の他に、県内の調理専門学校、調理系学科のある高校などに応募の働きかけを行うこと。
- (ウ) 審査により選ばれた優秀なレシピを表彰すること。なお、審査員や表彰方法については、県と協議して決めること。
- (エ) レシピコンテストへの参加を促すため、コンテストのチラシを作成すること（デザインのみでも可）。また、レシピコンテスト終了後に、投稿作品を紹介するリーフレットを作成するとともに、県から提供された名簿に基づきこれらを送付すること。
※作成部数 リーフレット 3,000部
配布先 80か所程度
- (オ) 上記の他、レシピコンテストへの参加を促す有効な企画等があれば提案すること。

(3) インスタグラムを活用したPR事業の企画運営

ア 実施時期

令和4年7月下旬～令和5年3月中旬

イ 基本内容

- (ア) 既存の県公式Instagramアカウント
(https://www.instagram.com/sayamacha_saitamaken_official/) を用いて、狭山茶をPRする企画を提案すること。
- (イ) (1)、(2)の業務をPRすること。
- (ウ) 写真や動画を活用した狭山茶に関連する話題（名店情報や商品情報、狭山茶の豆知識等）を週1回を目安に投稿すること。

5 事業計画書、工程表及び報告書の提出

(1) 事業計画書、工程表

ア 受託者は、契約締結後速やかに実施計画書及び本委託業務の実施体制、工程表を作成し、県に提出すること。

イ 業務の実施に当たっては、県と協議の上行うこと。また、事業計画書及び工程表に基づいた実施状況を県に毎月、月末に報告すること。

(2) 会議録の作成

受託者は、県と受託者の間の打合せ記録を作成し、内容を毎月1回以上双方で確認すること。

(3) 報告書

委託業務の完了後、事業の実施状況を取りまとめた報告書を次のとおり作成し、県に提出すること。

ア 提出物

- ・業務完了報告書
- ・事業実施報告書（業務の実施期間、概要、業務に要した事業費等を含むもの）及び電子データ（事業実施報告書を記録した電子媒体）

イ 提出期限

令和5年3月22日（水）

ウ 提出先

埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1

埼玉県農林部生産振興課 花き・果樹・特産・水産担当

6 関係書類等の整備

本業務実施に関する以下の関係帳簿類を整備し、業務を終了した日の属する県の会計年度の翌年度から5年間保管すること。

- ・現金出納簿等の会計関係帳簿類
- ・事業の実績に係る記録

7 業務の適正な実施に関する事項

(1) 受託者は、関係法令を遵守すること。

(2) 受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、あらかじめ該当作業を履行するために関与するすべての委託先を特定し、再委託の内容、再委託先に対する管理方法等を記載した書面を県に提出し、県に承諾を得た場合はこの限りではない。

(3) 受託者あるいは受託者から再委託を受けた者が業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、埼玉県個人情報保護条例（平成16年埼玉県条例第65号）、知事の保有する個人情報の保護等に関する規則（平成17年埼玉県規則第73号）に基づき、適正に取り扱うものとする。

(4) 受託者あるいは受託者から再委託を受けた者は、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。

- (5) 受託者は、本業務の履行に当たり、自己の責めに帰する事由により埼玉県に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- (6) 受託者は、本業務の履行に当たり、受託者の行為が原因で第三者その他に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。
- (7) 受託者は、委託契約書及び仕様書に基づき、常に埼玉県と密接な連絡を取り、その指示に従うこと。
- (8) 本業務の実施における危機管理体制（緊急連絡網等）については、本業務開始時に埼玉県に報告する。
- (9) この契約により作成される成果物及びその他の著作権等の取扱いについては、埼玉県に無償で譲渡するものとする。
ただし、写真の著作権等について個別に協議した場合においては、この限りではない。
なお、作成した成果物の二次利用に当たって必要な権利関係の調整等は、受託者の負担において行うこととする。

8 その他

本仕様書に明示なき事項、または業務上疑義が生じた場合は、その都度、遅滞なく埼玉県と受託者双方が協議し業務を進めるものとする。